

仲介人に関する規則 新旧対照表

現 行	改 定	備考
第8条 〔開示と公表〕	第8条 〔開示と公表〕	
4. 本協会は、毎年3月末に、個別登録された仲介人の氏名、各仲介人が関与した個々の取引、選手及びクラブが仲介人に実際に支払ったすべての報酬の合計金額を、本協会の公式ウェブサイトで公表するものとする。なお、公表すべき報酬の合計金額は、本協会に登録されたすべての選手が仲介人に支払った報酬の総額と各クラブが仲介人に支払った報酬のクラブごとの総額とする。	4. 本協会は、毎年5月末に、個別登録された仲介人の氏名、各仲介人が関与した個々の取引、選手及びクラブが仲介人に実際に支払ったすべての報酬の合計金額を、本協会の公式ウェブサイトで公表するものとする。なお、公表すべき報酬の合計金額は、本協会に登録されたすべての選手が仲介人に支払った報酬の総額と各クラブが仲介人に支払った報酬のクラブごとの総額とする。	運用に合わせた修正
第10条 〔利益相反〕	第10条 〔利益相反〕	
8. 仲介人は、直接間接を問わず、選手の登録又は移籍に関する権利及び選手の経済的権利（選手の将来の移籍によって発生する移籍補償金に関する権利及び選手の肖像の利用に関する権利を含むがこれに限られない。）を保有してはならない。	8. 仲介人及び同人が所属する法人は、直接間接を問わず、選手の登録又は移籍に関する権利及び選手の経済的権利（選手の将来の移籍によって発生する移籍補償金に関する権利及び選手の肖像の利用に関する権利を含むがこれに限られない。）を保有してはならない。	記載の適正化
	第14条 〔改正〕	議決機関を規定
	本規則の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。	
第14条 〔施行〕	第15条 〔施行〕	
1. 本規則は2015年4月1日から施行する。	1. 本規則は2015年4月1日から施行する。	
2. 本規則の施行に伴い、本協会の選手エージェント規則（2012年4月1日施行）は廃止され、発行済の本協会の認定選手エージェントのライセンスは直ちに効力を失う。	2. 本規則の施行に伴い、本協会の選手エージェント規則（2012年4月1日施行）は廃止され、発行済の本協会の認定選手エージェントのライセンスは直ちに効力を失う。	
〔改正〕	〔改正〕	
2015年 4月 9日	2015年 4月 9日	
2017年 4月13日	2017年 4月13日	
2019年 1月16日	2019年 1月16日	
	2019年 2月 7日	